

四  
發行方法の適用等の法律の適  
三  
の法規の根拠とその拠  
二  
の法規の項及びその記述  
一  
の法規の条文の及  
行  
の法規の発行の及  
二  
の法規の発行の及  
令  
の法規の施行の及  
財  
の法規の施行の及  
政  
の法規の施行の及  
務  
の法規の施行の及  
省  
の法規の施行の及  
告  
の法規の施行の及  
金  
の法規の施行の及  
調  
の法規の施行の及  
示  
の法規の施行の及  
第  
の法規の施行の及  
達  
の法規の施行の及

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募		
振額最 替 単 位 金	低行争非者特国入価込 入価・別債札格金 札格第参市発競金 発競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 発競I加場行争額	行争非者特国 入価・別債 札格第参市 発競I加場 行争の		
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円  規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	万二三三 八千万兆 千四七二 円百千千 四九五 十百百 億円四 七十億 五千五 五百千 四百七 十五十	額億額 面千面 金万金 額円額 でで 二三兆 四百二 四五百 四百四 四十二億 五百七 七	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非 者	特 国	入 價 発
込 札	所 金	還		還 入 價	・ 別 債	札 格 行	行 行
期 参	支 金			期 札 格	第 参 市	發 競 價	
日 加	払 額			限 發 競	I 加 場	行 争 格	日
平 成 二 十 三 年 十 一 月 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 額 本 面 銀 金 行 額 を 百 支 き 円 払 は に う つ つ き 百 円	償 当 た 返 る し を と 、 四 償 付 、 期 五 月 の 銀 行 四 営 休 日	平 成 二 十 三 年 十 一 月 十 日	十 額 四 面 金 格 九 額 百 九 九 九 九 九	募 四 面 金 格 九 額 百 九 九 九 九 九	十 額 四 面 金 格 九 額 百 九 九 九 九 九
		償 付 た 者	業 業 日 日		の つ そ き ぞ そ 九 九 九 九 九	の つ そ き ぞ そ 九 九 九 九 九	の つ そ き ぞ そ 九 九 九 九 九
			に に		の に に に に に に に	の に に に に に に に	の に に に に に に に

十額 平す額の  
十額 成るの記  
十額 整載  
十額 数又  
十額 倍は  
十額 の記  
十額 金録  
十額 額は  
十額 に、  
十額 よ最  
十額 る低  
十額 も額  
十額 の面  
十額 と金